

**電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に
関する特別委員会 中間報告書骨子(案)**

**2019年4月9日
事務局**

目次①

第1部 2030年を見据えたネットワークビジョン	P. 3
第1章 検討の背景	P. 4
第2章 ネットワークを巡る環境変化	P. 5
第1節 これまでのネットワークの変遷	
第2節 今後想定される主な環境変化	
第3章 2030年を見据えたネットワークビジョン	P. 9
第1節 Society 5.0に求められるネットワークの役割	
第2節 2030年を見据えたネットワークの進化の方向性	
第3節 ネットワークビジョンを踏まえた具体的検討事項	
第4章 ネットワークビジョンを踏まえた電気通信事業政策の在り方	P. 14
第1節 電気通信事業法の適用関係等	
第2節 目指すべき方向性	
第3節 取組の方向性	
1. 通信ネットワークにおける仮想化の進展とルールの見直し	
2. 他者設備の利用とルールの見直し	
3. 市場の融合とルールの見直し	
4. グローバル化の進展とルールの見直し	

目次②

第2部 2030年を見据えたネットワークビジョンを巡る個別の政策課題	P. 25
第1章 基盤整備等の在り方	P. 26
第1節 検討の背景	P. 26
1. ユニバーサルサービス制度の概要	
2. 基盤整備に係る取組	
3. 主な環境変化と目指すべき方向性	
4. 諸外国の取組	
第2節 取組の方向性	P. 32
1. 電話サービスの持続可能性の確保	
2. 新たなサービスの利用環境の確保	
3. ユニバーサルアクセスの実現に向けて	
第2章 モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言	
第3章 モバイル市場の競争環境の確保の在り方	
第4章 消費者保護ルールの在り方	
第5章 ネットワーク中立性の在り方	
第6章 プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方	
第7章 平成27年電気通信事業法改正法の施行状況	P. 39
第3部 終わりに	P. 41

第1部 2030年を見据えたネットワークビジョン

- 情報通信は、我が国の経済・社会活動の基盤として重要な役割を果たしており、近年の動きとして、IoT、ビッグデータ、AIの普及等の技術革新により、様々なサービスの実現や社会的課題の解決を通じて生活・経済の多様な分野における役割が著しく増大している。
- 移動通信における5G等の導入、固定通信におけるフルIP化への移行、ネットワーク仮想化技術の普及等に加え、トラヒックの急増、プラットフォーム事業者の成長・拡大等、データ流通環境も大きく変化しつつあり、更なるブロードバンド化への対応が求められている。
- このように、情報通信を取り巻く環境が抜本的に変化していく中で、これまでのネットワーク構造やサービスを前提とした電気通信事業分野における競争ルールや基盤整備、消費者保護等の在り方についての見直しが急務となっている。
- 以上のような大きな変化に迅速かつ柔軟に対応するため、これまでの政策について包括的に検証した上で、2030年頃を見据えた新たな電気通信事業分野における政策の在り方について検討を行う必要があることから、2018年8月、総務省より情報通信審議会に諮問された。

第1節 これまでのネットワークの変遷

1985年の通信自由化以降、現在に至るまでのネットワークの変遷について、以下の3つに区分の上概観する。

①電話の時代(1985年頃～)

- 通信自由化による競争導入以来、通信市場には多数の事業者が新たに参入し、事業者間の競争により料金の低廉化やサービスの多様化が生じた。特に、情報通信分野における新たなビジネスとして、パソコン通信、携帯電話等が登場し、光ファイバ等の技術が発展する等、現在のインターネット(ブロードバンド)やモバイル通信の基礎が形成された。

②インターネットと携帯電話の時代(1995年頃～)

- 1995年以降、固定通信では、インターネットの普及により、従来通信事業者が垂直的に担ってきた機能・サービスが、新たに台頭してきた多様なコンテンツ・アプリ事業者、プラットフォーム事業者等により、インターネットを介してユーザへ提供されるようになり、サービス・提供主体の多様化に伴って、コンテンツ・プラットフォーム/ネットワーク/端末の各レイヤの分離が顕在化した。他方、移動通信では、携帯電話サービス上に統合されたインターネットサービスに代表されるように、通信事業者による垂直統合型のサービス提供が進展した。

③ブロードバンドとスマートフォンの時代(2007年頃～)

- 移動通信においてはスマートフォンの普及等を通じてコンテンツ・プラットフォームレイヤにおける提供主体が一層多様化することにより、固定・移動通信の双方において、レイヤの分離が進展している。
- 一方で、プラットフォーム事業者が端末と一体的にサービスを提供する、あるいは、端末の製造事業者がプラットフォームサービスを展開する等、コンテンツ・プラットフォームレイヤ、端末レイヤといった、ネットワークレイヤの外部からネットワークレイヤに係る機能・サービスを提供する主体が新たに台頭し、垂直統合型モデルのサービスを展開するなど、市場の多様化とグローバル化が急速に進展している。
- ネットワークインフラについては、通信自由化以降、民間事業者を中心に積極的な投資が行われた結果、携帯電話の人口カバー率が99.9%に達し、また、2001年以降のADSL、FTTHの開始を契機に、我が国の多くの世帯において超高速ブロードバンドが利用可能となるなど、整備が進展している。

第2節 今後想定される主な環境変化

1. 社会構造の変化

(1) 労働力人口の減少と高齢化の進展

- 少子化の進展により、社会全体の人口、特に労働力人口が2050年には現在の7割弱にまで落ち込むことが予想されており、今後も我が国が経済社会水準の維持を図るためには、限られたリソースから多くの付加価値を生み出すためのイノベーションや、ICT等を活用した社会全体の効率化、高齢者や女性等の社会参画等が不可欠となる。

(2) 過疎化の進展とサービス維持コストの増大

- 今後、大都市には労働力人口が引き続き流入する一方で、地方都市やその郊外では人口減少に伴い人口密度が低下することから、こうした地域においては、行政・医療・教育等の各種サービスの提供に当たり、維持コストが増大すると考えられる。
- こうした地域における居住者の利便を引き続き確保するため、ICTを活用して各種サービスを利用できる環境の確保が不可欠であり、地方における通信基盤の重要性が高まる。

2. ネットワーク構造の変化

(1) ネットワーク仮想化技術の進展

- 今後、SDN/NFVをはじめとするネットワーク仮想化技術の導入が拡大し、ハードの汎用化が進展するとともに、ネットワーク運用・制御等においてソフトウェアが果たす役割が一層高まると考えられる。
- 特に、ネットワークの状況等に応じてリソースを最適化する「仮想化管理(ネットワーク・オーケストレーション)」により、障害発生時や通信ひっ迫時における柔軟なネットワーク管理やネットワーク運用の効率化が実現すると考えられる。
- また、将来的には、仮想化レイヤを通じ、ネットワークの外部からネットワークの制御や機能の利用が可能になると考えられ、これまでネットワークレイヤにおいて「設備」と「機能」が一体的に提供されていた形態が転換し、「設備」と「機能」の実質的分離が進展する可能性も考えられる。
- さらに、5G(第5世代移動通信システム)において活用が想定されている「スライシング・サービス」が、固定・移動通信を問わず広く普及し、ニーズに応じた最適なサービスがエンド・トゥ・エンドで提供される可能性も考えられる。

第2節 今後想定される主な環境変化(続き)

2. ネットワーク構造の変化(続き)

(2) 5G等のモバイルサービスの普及・高度化

- 「超高速」、「超低遅延」、「多数同時接続」を特徴とする5Gの導入により、固定通信と同等以上のモバイル・ブロードバンドサービスやIoT時代の多様なニーズに対応したサービスの実現が期待されている。
- 5Gにおいて安定的なサービス提供を行うため、稠密に整備された基地局の近傍までバックボーンとしての光回線を敷設する必要があることから、移動通信事業者等にとって光回線の重要性が一層高まると考えられ、これにより、固定・移動通信市場の融合が進むと考えられる。
- また、5Gの普及に伴い活用が期待されるエッジコンピューティングをはじめ、電気通信サービスの提供に密接に関連する設備等が今後新たに登場し、サービス提供において重要な役割を担う可能性が考えられる。

(3) IP化の進展

- 2025年の固定電話網(PSTN)のIP化に向けて円滑な移行が進展しており、また、今後、メタル収容装置の維持限界を見据えアクセス回線の光化等の進展も予想される。中継網のフルIP化により、サービスが特定のネットワーク設備に依存しなくなることから、異なる伝送経路・技術を組み合わせた役務提供が広がることが予想される。
- 我が国の基幹的コア網であるNGNについては、PSTNからの移行先となるため他事業者の依存が一層強まる可能性や他事業者によるNTT東西の卸売サービス等(将来における「スライシング・サービス」を含む)を利用した事業展開が一層進展する可能性がある。

(4) トラフィックの増大

- 我が国においては、電気通信事業者間の競争下で、ネットワークの高度化に向けた持続的な投資が行われ、超高速ブロードバンドサービスが多くの世帯において利用可能な状況となっている。
- 一方で、移動通信の重要性の高まり、動画コンテンツの浸透等によるトラフィック量の増大、特定のコンテンツに係るゼロレーティングサービスといった新たなビジネスモデルの登場、プラットフォームサービスの影響力の拡大等、インターネットを巡る環境が大きく変化している。
- 特に、トラフィックについては、コンテンツのリッチ化や多様な新サービスの登場等にあわせて今後も増加すると見込まれ、これに伴い、一部事業者の設備投資の負担が増大すると考えられる。

第2節 今後想定される主な環境変化(続き)

3. 市場構造の変化

(1) サービス提供主体の多様化

- IoT時代の到来を見据え、ICT利活用主体と電気通信事業者との関係が強化され、通信サービスと一体となった多様なサービスや機器の利用拡大等を通じ、異業種連携による新たなサービスやビジネスモデルの創出が進展すると想定される。
- 電気通信事業法においては、事業者間取引の形態として接続中心に接続ルールの充実・強化を図ってきた。一方で、当事者間の相対交渉により料金・条件を決定することが可能な「卸役務」の形態による他者設備の利用が拡大しつつある。
- 上記のような電気通信事業者間やICT利活用主体等との連携においては、「卸役務」による提供が拡大すると考えられ、また、将来的には、「スライシング・サービス」の活用を通じてその利用の更なる拡大が想定される。

(2) プラットフォームサービスをはじめとするグローバルなサービスの影響力の拡大

- プラットフォーム事業者は、ネットワークレイヤ、端末レイヤに進出し、レイヤを超えた一体的なサービス提供を行うなど、各レイヤへの影響力を拡大している。また、これらのサービスは国境を超えグローバルに提供され、海外事業者が提供するサービスが我が国の利用者に与える影響も拡大しており、そのサービスを提供するに当たって取得される大量の利用者情報の活用メカニズム等が分かりづらい等、利用者から懸念の声が高まっている。
- 今後、ネットワーク仮想化技術等の進展により、プラットフォーム事業者等が自身のサービス提供に当たり、ソフトウェアを活用してネットワークを制御する等、プラットフォーム事業者を軸としたコンテンツ・プラットフォームレイヤとネットワークレイヤの融合が進展する可能性が考えられる他、プラットフォーム事業者自らが通信基盤の構築をも担う可能性が想定される。

(3) 通信サービスの内容や契約形態等の複雑化

- 電気通信サービスは日常生活に必要なライフラインとなっており、消費者が安心して利用できる環境の確保が求められている。
- 一方で、急速に技術革新が進む電気通信分野において、消費者が利用する様々なサービスの内容や提供主体、契約形態は日々高度化・多様化・複雑化しており、電気通信事業者及び販売代理店と消費者との間には、情報の非対称性や交渉力の格差が生じる傾向にある等、消費者保護の重要性はますます高まっている。

第1節 Society 5.0に求められるネットワークの役割

- 我が国が目指すべき未来社会の姿として提唱されている「Society 5.0」は、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させることにより、地域、年齢、性別、言語等による格差なく、多様なニーズ、潜在的なニーズにきめ細かに対応したモノやサービスを提供することで経済的発展と社会的課題の解決を両立し、人々が快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることのできる、人間中心の社会」とされている。
- 現在進行している「Society 4.0」(情報化社会)と比較し、「Society 5.0」においては、取り扱われるデータの量、多様性、リアルタイム性の点において決定的に異なると考えられる。また、現在では、限定的に行われている情報連携が「Society 5.0」においては分野横断的に行われると考えられる。
- 具体的には、IoTによって全ての人・モノ・組織がつながり、フィジカル空間のセンサからの膨大かつ多様なデータがリアルタイムにサイバー空間に集積される。このデータに基づき社会・経済を可視化することにより、新たな知識が生み出され、人の意思決定の在り方が根本的に変わると考えられる。また、これに加え、AIによるデータの分析結果が様々な形で現実世界にフィードバックされ、個々のニーズに対してきめ細かな対応が可能となると考えられ、モノやサービスが、必要な人に、必要なときに、必要なだけ提供されるようになると考えられる。
- 「Society 5.0」の実現において、ネットワークは不可欠な基盤としての役割を担うものである。具体的には、ネットワークを通じてデータが収集・流通され、そこから得られた知識・情報が分野横断的に共有・連携される基盤となるとともに、データや知識を活用し、多様なサービスがネットワークを通じて人間中心の社会にフィードバックされると考えられる。
- 以上を踏まえ、「Society 5.0」の実現に求められるネットワークの役割は、以下の4点に整理されると考えられる。
 - ① 膨大かつ多様性のあるデータをリアルタイムに収集・流通可能とするものであること。
 - ② データやそこから得られた知識・情報の分野横断的な共有・連携を可能とするものであること。
 - ③ 地域、年齢等による格差なく、多様なニーズ等にきめ細かに対応したサービスを提供可能とするものであること。
 - ④ データの収集・流通・分析や情報連携において人間中心の原則が貫かれ、人々が安心して利用できるものであること。

第2節 2030年を見据えたネットワークの進化の方向性

- 第2章第2節「今後予想される主な環境変化」で述べたとおり、2030年に向けて、社会・ネットワーク・市場のそれぞれにおいて大きな構造変化が生じると予想される。前節に整理した「『Society 5.0』に求められるネットワークの役割」を担う存在として、今後、ネットワークの適切な進化を促していくためには、予想される構造変化を踏まえつつ、政策的な対応を講じることが不可欠である。
- 以下に、2030年を見据えたネットワークの目指すべき進化の方向性とその実現に必要な取組の方向性について、レイヤ別に整理した。

1. コンテンツ・プラットフォームレイヤ

【進化の方向性】

- コンテンツ・プラットフォームレイヤを中心にデータ流通・利活用が進展し、電子商取引、交通、医療、農業、生産現場等の幅広い分野において横断的に情報連携が行われ、新たな価値創造や社会的課題の解決が促進されると考えられる。
- プラットフォームサービスは、多数の事業者または利用者間を仲介すること等を通じてデータの収集・処理等を行う等、今後、データ流通・利活用や情報連携において一層重要な役割を担うと考えられる。また、多様なニーズ等に対応したサービス提供等を行うためのネットワークレイヤとの一層の連携・融合が進展すると考えられる。
- この他、経済のグローバル化の進展に伴い、コンテンツ・プラットフォームレイヤにおいては、プラットフォームサービスをはじめ海外事業者が国境を越えて我が国の利用者に直接サービスを提供することが一般化すると考えられる。

【取組の方向性】

- プラットフォームサービス等によるデータの収集・流通・分析や、グローバルなサービス提供が進展することを踏まえ、新たな価値創造や社会的課題の解決を促進しつつ、利用者利益を担保するための仕組みが求められる。
- また、多様なニーズ等に対応したサービス提供等を行う上で、コンテンツ・プラットフォームレイヤの主体が柔軟にネットワークを活用するための仕組みが求められる。

第2節 2030年を見据えたネットワークの進化の方向性(続き)

2. ネットワークレイヤ

(1) オープンなインターネット環境

【進化の方向性】

- インターネットにおいては、今後、トラフィック量の飛躍的な増大やトラフィックの多様化が進展するとともに、その取扱い等に関して、コンテンツ事業者やプラットフォーム事業者等のコンテンツ・プラットフォームレイヤの主体とネットワークレイヤの主体の連携が多様化する。

【取組の方向性】

- 社会の公平性・公正性の向上に寄与するオープンなインターネット環境を維持するためのネットワーク中立性の確保が求められる。

(2) 仮想化レイヤを通じた他レイヤとの連携

【進化の方向性】

- データの収集・流通やサービス提供においては、ネットワークレイヤとコンテンツ・プラットフォームレイヤの連携が重要となる。
- ネットワーク仮想化技術の活用により、ネットワーク運用の効率化等に加え、サービスニーズに応じた柔軟なネットワーク制御が可能となり、これまでの「設備」・「機能」・「サービス」をネットワークレイヤの同一事業者が担っていた形態が転換し、「設備」・「機能」・「サービス」をそれぞれ異なる事業者が担うなど、仮想化レイヤを通じた、ネットワークレイヤとコンテンツ・プラットフォームレイヤの連携が進展する可能性が考えられる。
- さらに、「スライシング・サービス」を通じ、多様なニーズに応じた異なる特性のサービスが同一のネットワークインフラ上でエンド・トゥ・エンドで提供されることにより、コンテンツ・プラットフォームレイヤ、ネットワークレイヤ及び端末・ユーザレイヤの垂直的な連携が進展すると考えられる。

【取組の方向性】

- 1.に述べたコンテンツ・プラットフォームレイヤにおける利用者利益の確保をはじめとする取組に加え、ネットワークレイヤにおいても、上記のようなネットワーク構造の変化や、「設備」・「機能」・「サービス」の担い手の分離等に対応した公正競争や安全・信頼性等の確保が求められる。

第2節 2030年を見据えたネットワークの進化の方向性(続き)

2. ネットワークレイヤ(続き)

(3) ビッグデータ等に対応したネットワーク基盤の高度化

【進化の方向性】

- ネットワークレイヤにおいては、多様なニーズ等への最適化へと競争軸が移行すると考えられる一方で、膨大かつ多様なデータをリアルタイムに収集・流通させることを可能とするため、ネットワーク基盤の高度化も引き続き求められる。
- アクセス回線については、今後、5G等の移動通信の大容量化に伴い、固定通信においても、基地局のバックボーンとしての大容量回線を一層稠密に整備することが必要になる等、固定・移動通信市場の融合や事業者間連携といったネットワークレイヤ内の水平連携が進展すると考えられる。また、基幹的コア網については、これを利用したサービスの拡大・多様化が進展すると考えられる。

【取組の方向性】

- ネットワーク・市場構造の変化に対応しつつ、競争を通じてネットワーク基盤の持続的な高度化を実現するための環境整備が求められる。

(4) 必要なサービスを誰もが利用できるネットワーク基盤の確保

【進化の方向性】

- IoT等によるデジタル化が社会の隅々にまで浸透した「Society 5.0」においては、誰もがICTを活用して社会において活躍することを可能とするための基盤が全国的に確保され、持続的に発展していくことが極めて重要となる。

【取組の方向性】

- 国民生活にとって不可欠となる通信サービスの高度化・多様化に対応した、必要なサービスを誰もが利用できるネットワーク基盤の全国的な確保や、人口減少・過疎化の進展に対応した通信サービスの提供手段の効率化が求められる。

3. 端末・ユーザレイヤ

【進化の方向性】

- 「Society 5.0」においては、多様なニーズ等にきめ細かく対応したサービスが提供される一方で、サービスや端末の多様化・高度化が一層進展すると考えられる。また、これらのサービスの利用が日常生活に一層密着したものとなると考えられる。

【取組の方向性】

- 高齢化の進展等にも対応しつつ、個人の多様なニーズ等に合致したサービスを低廉な料金で安心して利用できる環境の確保が求められる。

第3節 ネットワークビジョンを踏まえた具体的検討事項

1. ネットワークビジョンを踏まえた電気通信事業政策の在り方

2030年を見据えたネットワークビジョンを踏まえ、電気通信事業政策の在り方を包括的に検証する。その際、通信ネットワークのIP化の進展やソフトウェア制御等の仮想化の実装により、電気通信設備と役務・機能の関係性の変化、電気通信事業者以外の主体の役割拡大、サービス提供のグローバル化の進展等が見込まれることも見据え、新たに求められる施策の方向性を検討する。

2. 通信基盤の整備等の在り方

5Gの普及等のモバイル化の進展、IP網への完全移行や光化の一層の進展を視野に入れ、通信基盤の整備の在り方等について検討を行う。

3. モバイル市場の競争環境の確保の在り方

情報通信を取り巻く環境の変化を踏まえ、利用者利益の向上が図られるよう、モバイル市場における事業者間の公正競争を更に促進し、多様なサービスが低廉な料金で利用できる環境を整備するための方策について検討を行う。

4. 消費者保護ルールの在り方

電気通信サービスの多様化・複雑化や消費者トラブルの現状を踏まえ、平成27年の電気通信事業法改正による消費者保護ルールの施行状況及び効果を検証するとともに、今後の消費者保護ルールの在り方について検討を行う。

5. ネットワーク中立性の在り方

近年のトラフィックの急増やプラットフォーム事業者の拡大、ゼロレーティング等の新たなビジネスモデルの登場等を踏まえ、ネットワークに係る関係者間の費用負担や利用の公平性についてのルールの在り方等について検討を行う。

6. プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方

プラットフォーム事業者が大量の利用者情報を活用してサービスを提供していること等を踏まえ、利用者情報の適切な取扱いの確保の在り方、トラストサービスの在り方、オンライン上のフェイクニュースや偽情報への対応等について検討を行う。

第1節 電気通信事業法の適用関係等

1. 電気通信事業法について

- 1985年の制定以降、電気通信事業法は、事業の公共性や産業特性を踏まえて当初の考え方を一部維持してきた一方、市場環境や技術の変化を踏まえ、事前規制から事後規制への転換を図ってきた。
- 電気通信事業法では、設置する電気通信回線設備の規模が大きい事業者に対しては事前の参入審査が存在する等、設備を設置する主体に着目した規律が複数存在しており、設備を設置することなく設備運用等に関わる事業者が登場した場合の規律の適用関係が明らかではない部分がある。
- また、国内に電気通信設備及び電気通信設備を管理する主体を設置することなく電気通信サービスを提供する者に対しては電気通信事業法の規律が及ばない。

2. 今後想定される環境変化等を踏まえた電気通信事業法上の主な課題

(1) 「設備」と「機能」の分離等への対応が求められる規律

- ネットワーク仮想化の進展等を通じた「設備」と「機能」の実質的な分離や市場の融合等が進展した場合、利用者利益を引き続き確保する等の観点から、設備設置主体が設備を運用し役務提供を行うことを想定した現行規律の見直しが求められる。
見直しが必要な規律例： 参入・退出規律、競争ルール、安全・信頼性に関する規律 等

(2) 海外事業者の影響力拡大への対応が求められる規律

- 電気通信サービスや関連するサービスが国境を越えてグローバルに展開され、プラットフォームサービスをはじめ海外事業者が提供するサービスが我が国の利用者やネットワーク市場に与える影響が大きくなっていることから、利用者利益を引き続き確保する等の観点から、設備管理主体を国外に有しながら我が国の利用者に対してサービスを提供する海外事業者に対する規律の在り方が課題となっている。

検討が必要な規律例： 通信の秘密の保護、消費者保護に関する規律、安全・信頼性に関する規律 等

第2節 目指すべき方向性

- ネットワーク仮想化技術の進展により、新サービスへの迅速・柔軟な対応や、設備の効率的な運用・管理が可能となる一方、「設備」と「機能」の関係が相対化することにより、「設備」・「機能」・「役務」の担い手が「分離」し、現行の電気通信事業法の規律の対象である電気通信ネットワークの外部に新たな事業領域が出現する可能性がある。
- 固定通信市場と移動通信市場の融合や、自営網を含めた事業者間連携の多様化等により、設備競争とサービス競争のバランスに変化が生じており、今後、仮想化等の技術革新によるネットワーク外部の新たな事業領域を担う主体の登場や、グローバルにサービスを提供する主体等が与える影響の拡大を通じ、我が国のネットワーク市場における競争の態様は大きく変容することが想定される。
- また、国境を越えてグローバルに提供されるサービスの利用拡大に伴い、プラットフォームサービスをはじめ海外事業者が提供するサービスが我が国の利用者やネットワークに対し大きな影響を及ぼしつつある一方で、これらのサービスの中には電気通信事業法の規律が及ばないものが存在し、我が国の利用者の利益や安定したネットワーク環境等が十分に確保されないおそれがある。
- これらの2030年に向けて想定される変化を見据え、電気通信事業法の目的である、「電気通信の健全な発達」及び「国民の利便の確保」を将来にわたって実現・維持するため、公正な競争の促進、電気通信役務の円滑な提供の確保、利用者の利益の保護等のために必要なルールの整備や現行のルールの見直しを行うべきではないか。
- 具体的には、以下の4項目を中心に、**技術・市場動向やイノベーション創出とのバランス等に配慮しつつ**、取組を講じることにより、技術革新や競争を通じた先端的な通信ネットワーク環境を確保するとともに、**利用者や多様な事業主体がこれを安心して活用できる環境を整備するべきではないか。**
 - ① 通信ネットワークにおける仮想化の進展
 - ② 他者設備の利用
 - ③ 市場の融合
 - ④ グローバル化の進展

1. 通信ネットワークにおける仮想化の進展とルールの見直し

(1) 課題

- 現行の電気通信事業法においては、「設備」・「機能」・「役務」の一体的運用による事業形態を基本的な前提としている。
- 一方、ネットワーク仮想化技術等の普及により、『「設備」を設置する主体』と『「機能」を活用する主体』の分離が進んだ場合、電気通信回線設備を自ら設置することなく「ネットワーク・オーケストレーション」や「スライシング・サービス」等の電気通信サービスの提供に関する業務を行う者の登場が想定され、電気通信役務の安定的な提供において重要な役割を果たすと考えられるが、現行ルールにおいては、このような主体・サービスの位置付けは明らかではない。
- 仮想化技術等の導入によるイノベーションを阻害しないよう配慮しつつ、電気通信事業法の規律・趣旨・目的を踏まえ適用関係を明確化するとともに、必要なルールを検討する必要がある。

(2) 主な意見

＜委員からの意見＞

- 設備に着目した現行規律から機能や役務に着目した規律への転換が求められているのではないかと。
- 設備と機能が分離したときの「設備を設置することなく機能のみを活用する主体」に対して、ソフトウェアや機能に対する規制や制度の在り方を議論していくことが必要。
- ネットワーク・オーケストレーションについては、その機能のオープン化等について、利用者や事業者間取引等も想定しつつ接続ルールに準じたルール整備の必要性を検討すべきではないかと。
- 利用者の立場から、事業者間連携の多様化や仮想化の進展等においても、利用者保護に関する責任主体の明確化や国民への積極的な情報開示がなされるようなルール整備を検討すべき。
- **規律対象は電気通信事業法の目的の観点から慎重に検討すべき。特に利用者利益の確保は大きな課題であり、「4. グローバル化の進展とルールの見直し」と一体的に検討すべき。**

＜事業者からの意見＞

- 仮想化技術の進展等により、ユーザは、多様なデジタルサービス、デバイス、アプリ、ネットワークサービスの中から、必要なものを、必要なときに、必要なだけ、迅速かつ最適に組み合わせるようになるものと想定。(NTT)
- ネットワークのフルIP化・仮想化等の進展に伴い、「設備」に対して「機能」が紐づかない又は複数の「機能」が提供され且つ変化することが想定されるため、現行法令の検証が必要。(ソフトバンク)
- 指定設備設置事業者が提供するサービスを構成する「機能」を他事業者が同条件で使えるように検討することが必要であり、これまでの「事業者間接続」に基づく規制の在り方の抜本的な見直し、スライスの活用を巡るMNOとMVNO間の円滑な協業のためのルール整備、スライスを制御するためのAPI等の在り方について検討が必要。(テレコムサービス協会)

1. 通信ネットワークにおける仮想化の進展とルールの見直し(続き)

(3) 考え方(案)

- ネットワーク仮想化技術等の普及により、「ネットワーク・オーケストレーション」や「スライシング・サービス」等を行う、『「機能」を活用する主体』の登場を想定し、電気通信事業法の適用関係を整理した上で、仮想化技術等の導入によるイノベーション・新ビジネスの創出の観点も考慮しつつ、以下の項目を中心に、必要なルールについて、適用対象の捉え方も含め、引き続き検討を深めていくことが必要ではないか。
 - 『「機能」を活用する主体』が、電気通信回線設備を物理的に設置する者と同様にネットワークの安定的な運用に影響を及ぼす可能性があることを踏まえた参入規律の在り方
 - 「機能」の活用において重要な役割を担うソフトウェア等に関する安全・信頼性の確保の在り方
 - 「機能」を活用したサービスにおける関係主体が多種多様となると想定されること等を踏まえた利用者利益の確保、安定的な役務提供や透明性・公平性等の確保の在り方
- また、「スライシング・サービス」により、自他問わず多種多様な電気通信設備を組み合わせ、一体的に役務提供を行うことが可能となることから、事業者間連携等の形態が多様化することが想定される。電気通信回線設備を設置する電気通信事業者による「スライシング・サービス」の提供において公正競争が確保されるよう、MVNOを含む競争事業者やユーザ企業を含む利用者等に対するAPIのオープン化等の仕組みについて検討することが必要ではないか。

2. 他者設備の利用とルールの見直し

(1) 課題

- 他者設備の利用に当たっては、主に「接続」と「卸役務」による利用形態が存在し、近年、NTT東西による光回線の卸売サービスやMNOによるMVNOへの卸提供等、「卸役務」の形態による他者設備の利用が拡大している。
- このような「卸役務」による他者設備の利用が拡大していることを受け、2003年以降特別の規律が存在しなかった卸電気通信役務の提供について、2015年に、第一種・第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の一部について料金や提供条件等の事後届出を義務付け、その届出内容を整理・公表することとした。
- 将来的には、「スライシング・サービス」の活用等において、プラットフォーム事業者やIoTサービス事業者等多種多様な事業者による連携が更に進展することが想定されるほか、ニーズの多様化等に伴い、様々な事業者によるNTT東西の卸売サービスを利用した事業展開が一層進展することが想定され、「接続」以外の形態による他者設備の利用が一層拡大すると想定される。
- 他者設備の利用において、「卸役務」の形態は相対契約により提供条件が設定可能であり多様なニーズに対応することが可能である一方で、料金設定を含めた提供条件の適正性・透明性について競争上の課題が指摘されている。

(2) 主な意見

＜委員からの意見＞

- 卸は本質的にクローズドな契約である一方で、適正性や透明性を担保するための一定の基準を設ける必要も指摘されており、どのように両者を調和させるかが課題。また、「スライシング・サービス」のように接続ルールが設定されていない新たな領域については、取引条件の適正性を判断する基準が全くなくなる。
- 卸契約は、ダイナミックな料金設定や様々なビジネスモデルを可能として企業のモチベーションを高める良い制度であり、透明性を求めすぎれば企業間取引が萎縮する懸念がある一方で、マーケットメカニズムがしっかりと働いているかを見ることが重要であり、慎重に議論する必要がある。
- 光アクセス網以外の、競争が働いているとされている領域において本当に競争メカニズムが有効に機能しているかは疑問であり、その意味で競争評価が極めて重要。
- 自営網は、IoT分野において特に活用のニーズが高く、他事業者への提供等の可能性を含めてネットワークへのインパクトが大きいと考えられることから、掘り下げて議論するべきではないか。
- 「卸役務の提供」が「接続」に対して潜脱的に用いられた場合は、競争をゆがめたり、提供条件が利用者にとって不公平であるといった問題を生じる可能性があり、将来の電気通信事業政策を考える上で避けられない課題。競争の在り方等を判断するためにも、事業者の利益を損なわない形でエビデンスを収集し検証する仕組みが必要。

第3節 取組の方向性(続き)

2. 他者設備の利用とルールの見直し(続き)

(2) 主な意見(続き)

<事業者からの意見>

- 通信事業者はトランスポートを自前で構築することも可能であり、トランスポートに接続料規制を課した場合、設備構築事業者は、新たな技術開発や設備投資を行うインセンティブを失い、設備競争を通じたトランスポートの品質向上や維持が困難になる等、ネットワーク全体のイノベーションが停滞する。(NTT)
- 競争が働いている部分の卸・設備共用の条件等は原則ビジネスベースに任せるべきだが、ボトルネック性をもつ設備(光アクセス等)に関する卸・設備共用の条件等は一定のルールが必要。現行のサービス卸やフレキシブルファイバは、事業者が料金算定の基礎データを確認できず、また、料金水準についてオープンな議論ができない等の課題があり、料金に関してより透明性や適正性を確保するためのルール見直しが必要。(ソフトバンク)
- 政府出資のNTT東西が敷設する光インフラは高い市場シェアを有し、不可欠性があることから、提供条件については、卸ベースでの提供ではなく、公平性・透明性・適正性を担保するための接続ルールに準じた利活用ルールの整備が必要。(KDDI)
- NGNにおける相互接続と卸の間の競争環境の公平性を維持するため、接続形態でも卸と同様にエンドユーザ料金設定権を接続先に付与して、同一条件で競争条件を検証することが必要。(日本インターネットプロバイダー協会)
- 5Gの仮想化により、MNOによって提供される機能をMVNOが利用可能となった場合、卸として整理するのか、法令に基づく利用料を規定すべきか、慎重な検討が必要。(テレコムサービス協会)
- 地域単位の無線アクセスネットワークと全国移動通信網とのシームレスな接続ニーズが増加していることを踏まえた相互接続ルールを整備することが必要。(日本ケーブルテレビ連盟)
- 次世代NGNについて、研究段階から計画段階に至る部分の透明性を確保し、新規技術をNTTの計画に適切に反映させる仕組みが必要。また、5Gに対応するため、次世代NGNのPOIとモバイルエッジコンピューティングのPOIをどのように一致させるかが課題。(日本インターネットプロバイダー協会)

第3節 取組の方向性(続き)

2. 他者設備の利用とルールの見直し(続き)

(3) 考え方(案)

- 今後、5GやIoTの普及・進展に伴う電気通信サービスの需要の多様化に応えるため、「卸役務」や「共用」等の柔軟に提供条件を決定することができる契約形態による他者設備の利用が一層拡大すると考えられるほか、「スライシング・サービス」等の新たなサービス提供を実現するために、自営網と公衆網の連携や地域事業者網と全国事業者網の連携等を含め、他者設備の利用に当たっての事業者間連携等が多様化することが想定される。
- 上記のように、「卸役務」の一層の拡大と、事業者間連携等の多様化が想定される一方で、
・「卸役務」は相対契約であり透明性が必ずしも十分でないため、料金を含めた提供条件の適正性等や透明性の確保が不十分である
・「スライシング・サービス」等の新しいサービス領域では、料金を含めた提供条件の適正性等を判断することが困難である
といった課題が指摘されている。
- このような課題を踏まえ、2030年頃の事業者間連携やネットワークの在り方を見据え、これまで接続ルール等を通じて実現してきた公正競争環境を引き続き確保していくため、「卸役務」・「共用」における透明性等の一層の確保等、他者設備の利用に当たって必要な規律や、事業者間取引の柔軟性に留意しつつ一定の透明性を確保するための実態把握等の仕組み等について、制度整備も視野に検討を深めていくべきではないか。
- また、5Gや仮想化等の技術革新を通じて利用者利便を最大化するために必要となる相互運用性の確保の仕組み(例:基幹的なネットワークに対するAPIの開放ルール)等、他者の「機能」の利用に関する規律の在り方についても検討することが適当ではないか。
- なお、上記の検討に当たっては、今後の事業者間連携の多様化・複雑化を見据えた設備競争とサービス競争のバランスの確保や、5G時代における電気通信事業者と様々な分野の企業間の連携や新たなサービス・ビジネスの創出を促進する観点にも留意することが重要ではないか。

第3節 取組の方向性(続き)

3. 市場の融合とルールの見直し

(1) 課題

- 今後見込まれる電気通信サービスの高度化・多様化が引き起こすネットワーク構造の変化と市場構造の変化は、我が国のネットワーク市場における競争の態様を大きく変容させる可能性がある。
- ネットワーク構造においては、固定通信市場と移動通信市場の融合の進展や新サービスの登場により、バックボーン回線としての光ファイバやコロケーションスペース等、様々な設備の競争上の重要性に変化が生じる可能性があり、既に競争事業者からは光アクセス回線等の更なるオープン化を要望する意見も寄せられている。
- また、我が国の基幹的コア網であるNGNについては、通信ネットワークとサービスの融合の進展により「スライシング・サービス」を含む様々なニーズに対応した卸売サービスの需要が高まることが想定されることや、固定網と移動網が統合された場合の市場への影響等を踏まえ、その基幹的性質が競争環境に与える影響を踏まえたルールの在り方を議論する必要性が提起されている。
- 市場構造においては、仮想化等の技術革新により登場することが見込まれるオーケストレーションやエッジコンピューティング等のネットワーク外部の新たな事業領域を担う主体が提供する機能が、将来の電気通信サービスの提供において重要な役割を果たすことが考えられる。このような機能は将来の電気通信サービスの提供においてネットワーク市場への影響力を有することが考えられる。
- このような想定がされるなか、現行の指定電気通信設備制度及びそれに関連した非対称規制のみでは、将来の競争環境の変化がネットワーク構造及び市場構造にもたらす新たな競争上の課題に対応していくことが困難となる可能性がある。

第3節 取組の方向性(続き)

3. 市場の融合とルールの見直し(続き)

(2) 主な意見

<委員からの意見>

- NGNを前提としても、設備競争とサービス競争のバランスを考慮することは引き続き必要。ともすれば最新技術を活用したサービス競争が注目されがちだが、改めて、モバイルを含めた設備競争の意義を再確認することが重要。
- モバイルエッジコンピューティングのPOIが開放された場合、OTT事業者やプラットフォーム事業者が参入する可能性があることを踏まえたルールの在り方を検討することが必要ではないか。
- 5Gの提供においてはモバイルエッジコンピューティングの重要性が高まるため局舎スペースの活用が必要、との競争事業者の主張については、クラウド化等による代替や、それによる5Gの品質への影響等を踏まえた上でルール整備の必要性を検討すべきではないか。

<事業者からの意見>

- 光回線や局舎コロケーション等を組み合わせて提供されるトランスポートには、画一的で硬直的な接続ルールを適用するのではなく、卸サービスとして柔軟にサービス提供できるようにすることが適当。(NTT)
- 5Gの提供においては、光回線やモバイルエッジコンピューティングの重要性が高まる。光回線の利活用やコロケーションに関するルール整備が必要。(KDDI、ソフトバンク)
- NTTグループが固定・移動を統合したコア網を構築した場合、独占的なネットワークに収れんする恐れ。競争事業者は「不可欠なリソース」(光回線、コロケーション等)と一体のNTTネットワークを利用することを強いられることから、相互運用性の確保(API連携等)や、現行の指定電気通信設備制度とは別のNTTネットワークに対する接続ルールを検討することが必要。(KDDI)
- IP化・仮想化等により、NTTグループの固定・移動のコア網が実質的に統合されるとともに、コア・アクセスの一体化が進めばNTTの影響力は一層強大となることから、優越的地位の濫用や排他的行為を実施させないための仕組みが必要。(ソフトバンク)
- モバイルエッジコンピューティングの提供において通信事業者とクラウド事業者間の競争が想定される。(日本インターネットプロバイダー協会)

第3節 取組の方向性(続き)

3. 市場の融合とルールの見直し(続き)

(3) 考え方(案)

- ネットワーク構造の変化の観点からは、5G時代における光回線等、設備の重要性は一層高まると想定されることから、設備のボトルネック性(第一種指定電気通信設備)や接続交渉における優位性の元となる自己の伝送路設備に接続される端末設備の市場シェア(第二種指定電気通信設備)に着目した現行の非対称規制の考え方は、維持することが適当ではないか。
- その上で、アクセス回線については、5G時代以降における多様な事業者によるネットワーク構築を促進する観点から、加入者系伝送路等を巡るルールの検討に取り組むとともに、コロケーションスペースの活用の必要性等を含め、新たなボトルネック領域について検証を行うことが適当ではないか。
- また、基幹的コア網については、PSTNからの移行によるその役割の増大、基幹的コア網を利用した多様なサービス実現の必要性等を見据え、NTTにおいて次世代の基幹的コア網の在り方を早期に示すとともに、相互運用性の確保や適切な新技術の導入等の観点から、関係事業者間で情報共有等を図る仕組みを検討することが適当ではないか。
- 市場構造の変化の観点からは、今後、固定・移動通信市場における事業者間連携等の進展を通じ、市場支配力の在り方が変化する可能性が考えられる。また、電気通信回線設備を設置せず、これらの市場の外部にありながらも電気通信に密接に関連する事業を営む者が登場し、固定・移動通信の区別なく、ネットワーク市場全体に対して、レイヤを超えて強い影響力等を有する可能性があるほか、**このような機能やサービスを提供する事業者と電気通信事業者が連携して一体的なサービス提供を行うこと等により、ネットワーク市場において共同的な市場支配力を行使する等の問題を生む可能性も考えられる。**
- このことを踏まえ、固定・移動通信の市場区分を越えて、新たな影響力を及ぼし得る「設備」・「機能」・「主体」を想定しつつ、現行の非対称規制の範囲に関する考え方を弾力化する等、新たな競争ルールの在り方について、引き続き検討を深めることが適当ではないか。

4. グローバル化の進展とルールの見直し

(1) 課題

- 近年、国境を越えてグローバルに提供するサービスの利用が拡大しており、プラットフォーム事業者をはじめ海外事業者が我が国の利用者やネットワーク市場に対して与える影響が拡大している。
- このような国境を越えて提供されるサービスの中には電気通信サービスに密接に関連するものがあるほか、海外のプラットフォーム事業者が自ら通信基盤を構築してサービスを提供する例もあるが、これらのサービスの中には電気通信事業法の規律が及ばないものがあり、我が国の利用者の利益やネットワークの安全・信頼性が十分に確保されないおそれがある。

(2) 主な意見

＜委員からの意見＞

- 消費者の立場からは、消費者保護や安心してサービスが使えることが重要であり、通信に関わるサービスを提供する国外を含めたプラットフォーム事業者等に対して、通信の秘密に係る規律のみならず、消費者保護、安全性に係る規律を適用すべきかが課題。
- **規律対象は電気通信事業法の目的の観点から慎重に検討すべき。特に海外事業者に対しては法執行の実効性の懸念もある。**

＜事業者からの意見＞

- グローバルなOTTプレイヤーは、プライベートネットワークを構築するとともに、多様なデジタルサービス、デバイス、アプリ、ネットワークサービスの中から必要なものを組み合わせ、自らサービスを提供するようになることを踏まえれば、多様なプレイヤーが自らの創意工夫によって新たな価値を創造できるよう、通信事業者を含む、全ての事業者の活動を原則自由にすべき。ただし、利用者保護や安全・信頼性の確保は必要となる可能性がある。(NTT)
- 国内・海外プラットフォーム間の非対称性の解消とともに、影響力の増すOTT・プラットフォームへの一定の規律適用の方向性は妥当。(ソフトバンク)

(3) 考え方(案)

- **プラットフォームサービスをはじめ、海外事業者が提供するサービスの利用が拡大し、我が国の利用者利益に与える影響が増大しつつある一方で、これらのサービスの中には電気通信事業法の規律が及ばないものが存在し、利用者利益の確保は提供主体の自主的取組によっている。**
- **仮想化等の技術革新や事業者間連携の進展に伴い、海外事業者が営む事業が我が国の利用者やネットワークに与える影響が一層拡大する可能性も想定し、我が国の利用者に対してサービスを提供する海外事業者に対して、利用者利益の確保や安全・信頼性の確保等の観点から、必要に応じ、法整備も視野に、**電気通信事業法の一部規定の適用について、適用対象の捉え方や執行の在り方等も含め、検討することが適当ではないか。****

第2部 2030年を見据えたネットワークビジョンを巡る個別の政策課題

第1章 基盤整備等の在り方

1. ユニバーサルサービス制度の概要

(1) NTT法について

①電話の役務の提供に関する責務(3条)

- NTT持株・東西は、全国における適切・公平・安定的な電話サービスの提供を義務付けられている。これは、国民の日常生活に不可欠で重要な加入電話サービスについて、全国における安定的な供給を確保するために設けられたもの。
- NTT持株・東西は、独占的な地位と安定的な財源に基づいて全国ネットワークを整備した旧電電公社から、設備、人員、業務の全てを承継したことから、その特別の地位に着目した規定であるとされている。

②地域電気通信業務に関する規定(2条)

- NTT東西は、「地域電気通信業務」として、「同一の都道府県の区域内における通信を他の電気通信事業者の設備を介することなく媒介することのできる電気通信設備を設置して行う電気通信業務」等を営むことを目的とする株式会社として設立された。これは、NTT再編成に当たり、構造分離により公正競争を図る観点から、区域外通信等において新規参入が進展すると想定されたことから、NTT東西の業務範囲を区域内通信(県内の音声通信サービス等)に限定するために設けられたもの。
- 一方、自己設備設置要件は、公正競争上の理由に加え、区域内通信が、電柱・管路・とう道等の線路敷設基盤や加入者回線設備等のボトルネック設備を前提とする業務であり、NTT東西がこれらの基盤を公社から独占的に継承した点を踏まえ、NTT東西に対し、他者が撤退してもサービス提供を維持する「ナショナル・ミニマム」としての設備設置を義務付ける趣旨とされている。

③利用者利益の確保に関する規定(12条等)

- NTT東西の提供するサービスの提供条件について、NTT法上の直接規定はないが、事業計画に対する総務大臣の認可(12条)、財務諸表の総務大臣に対する提出義務(13条)等の規定を通じ、構造的に利用者利益を確保する仕組みである。

- NTT法は、NTT東西に対して、電話の役務の提供を義務付けるとともに、それを含む地域電気通信業務を本来業務として規定すること等により、公正競争の促進を旨としつつ、競争を補完するものとして、電話サービスの適切・公平・安定的な提供を確保し、「ユニバーサル・サービス」を実現するものと考えられるのではないか。
- NTT法の関連規定(自己設備設置要件等)については、規制の背景・趣旨を踏まえつつ、人口減少・過疎化の進展等、サービス提供を巡る環境変化に対応していく必要があるのではないか。

1. ユニバーサルサービス制度の概要

(2) 電気通信事業法について

① 基礎的電気通信役務の概要

- 電気通信事業法は、公正競争の促進を旨としており、料金その他の提供条件について、累次の規制緩和を行ってきた。一方、「国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべきものとして総務省令で定める電気通信役務」として「基礎的電気通信役務」を規定し、適切、公平かつ安定的な提供に努めることを義務付けている(法第7条)。
- 基礎的電気通信役務は、競争の進展により、NTT東西の内部相互補助による日本全国における安定的な提供が困難となってきたことを踏まえ、2001年に交付金に係る制度を導入するに当たり整備された。その後、約款規制(第19条)、会計整理義務(第24条)、役務提供義務(第25条)、技術基準適合義務(第41条第2項)に係る規律が新たに整備された。

② 基礎的電気通信役務の対象

- 現在、電話(加入電話、緊急通報等)、公衆電話(第一種公衆電話による市内通話等)、一部の光IP電話となっている。
- 基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)の運用に当たっては、「不可欠性」(国民生活に不可欠であること)、「低廉性」(誰もが利用可能な低廉な料金で提供されること)、「利用可能性」(全国どこでも利用可能であること)を3要件とし、全てを満たすものとして加入電話等を対象としてきたが、条文上、要件として明記されているのは「不可欠性」のみである。

③ 交付金制度の概要

- 競争の進展による地域間格差を是正するため、「適格電気通信事業者」(現在はNTT東西)と接続等を行うことにより受益している他の事業者の負担により赤字の一部を補填するため、「交付金制度」に係る規律を定めている。
- 赤字額の一部を補填することとしているのは、経営の効率化を図ること等を目的としたものだが、その結果、あまねく提供の維持を強制する規定が存在しないことと相まって、本制度のみではサービスのあまねく提供を担保する仕組みとなっていない。

- 基礎的電気通信役務は、(ア)条件不利地域における役務提供を確保する「競争補完」、(イ)約款規制等を通じて適正な提供条件を確保する「利用者利益の確保」の両面を具備する、複合的な概念と考えられるのではないか。
- 基礎的電気通信役務の制度趣旨に鑑みれば、国民生活にとって「不可欠」なサービスを対象とした上で、上記(ア)・(イ)を通じて、「低廉性」と「利用可能性」を実現しようとするものと考えられるのではないか。

2. 基盤整備に係る取組

関連する制度等について

① NTT法と電気通信事業法の関係

- NTT法・電気通信事業法はともに、国民生活に不可欠なサービスの適切・公平・安定的な提供を図るため、「競争補完」(ナショナル・ミニマムとしてのサービスの安定的提供)と「利用者利益の確保」(サービス提供条件の適正性等)を実現しようとするものであるが、そのための規律の内容・手法は異なっている。

② 基盤整備に係る支援(予算措置等)

- 光ファイバや携帯電話基地局等については、電気通信事業者をはじめ民間事業者による整備を基本としつつ、条件不利地域においては、国・自治体の負担により整備を行い、自治体や電気通信事業者が運営を行う場合がある。
- 具体的には、(a)自治体等が整備し、利用者にサービスを提供する一方、保守等を外部委託する「公設公営方式」、(b)自治体等が整備した設備を民間事業者に貸与し、当該事業者がサービス提供を行う「公設民営方式」、(c)民間事業者が整備とサービス提供を行うものの、自治体等が整備費の一部負担等の支援を行う「民設民営方式」等が採られている。
- 今後、公設の設備が更新時期を迎えるに当たり必要となる費用の負担が自治体にとって大きな課題となっている。

- NTT法及び電気通信事業法は、ユニバーサルサービスの実現に当たり、相互に補完し合う関係にあると言えるのではないか。
- また、ブロードバンドサービス等の基盤整備については、予算措置等による所要の政策的な支援を講じてきているが、未整備地域が未だ存在することから、引き続き積極的な支援を行っていく必要があるのではないか。一方で、ユニバーサルサービス制度は、基盤整備が完了し、その上で提供されるサービスの維持を目的としてきたものであり、これらの点を踏まえ、両者は異なる観点から検討されるべきではないか。

3. 主な環境変化と目指すべき方向性

(1) サービスの高度化・多様化

① ブロードバンドサービスの普及

- ブロードバンドサービスは、インターネットが社会・経済・文化を支える基盤となり、コンテンツが多様化・リッチ化するに伴って普及し、契約数はFTTHが3千万件超、LTEが1億2千万件超となる等、着実に普及が進展している。
- ブロードバンドサービスは、利用者料金等の提供条件に関する規律の適用を受けていない。
- 今後、動画配信の拡大等の大容量化を見据えれば、音声・データ伝送等IPベースの多様なサービスを支える基幹的インフラとしての重要性が高まることが想定される。

② モバイルサービスの進展

- 携帯電話サービスは、国民生活に不可欠なサービスとして普及・定着しており、契約数は1億7千万件超、世帯保有率は約95%(固定加入電話は約70%)。緊急通報についても、携帯電話からの発信が増加傾向にあり(110番は全体の7割超が携帯電話発)、社会経済活動の基盤としての役割が拡大している。
- また、スマートフォンの普及等により、インターネット利用者のうち10代から40代では80%以上がスマートフォンを端末として利用するなど、モバイルサービスはインターネット利用においても重要な役割を果たしている。
- 利用者料金等の提供条件については、事前規制は撤廃されており、競争を通じて料金の低廉化が図られてきたが、諸外国と比較して高額な利用料金等の課題が指摘されている。
- 今後、5Gにより多様なニーズに対応できるようになる他、あらゆる社会的課題を情報通信技術を活用して解決するSociety5.0時代の到来を見据え、モバイルサービスの重要性は一層高まることが想定されている。

③ 現在の基礎的電気通信役務が果たしている役割

- 固定加入電話については、生活スタイルの変化等により、契約数がピーク時の4割程度となる等、利用率が長期的な低落傾向にある一方、「一家に一台」の連絡先として、いまだに社会経済活動に不可欠の基盤として機能している。
- (第一種)公衆電話についても、携帯電話の普及等により、利用率は低下しているものの、震災時における優先通信機能や局給電等により、大規模震災等の非常時におけるライフラインとしての役割が期待されている。
- 今後、当面の間、ブロードバンドサービスや携帯電話を補完し、高齢者や離島等の条件不利地域を含むあらゆる世代・地域における基礎的なサービスとしての位置付けを保つと考えられる。

3. 主な環境変化と目指すべき方向性

(2)2030年に向けた構造変化

①我が国の社会構造の変化

- 人口減少、過疎化の進展により、条件不利地域におけるサービス提供がますます困難になると想定されることから、効率的なサービス提供を通じた現行サービスの維持が課題となっている。
- 高度ICTサービスが国民生活に不可欠な基盤となり、利用できないことが社会的排除につながるようにするとともに、提供条件の適正化等を通じて利用者利益を確保することがますます重要になってくる。

②ネットワーク構造の変化

- ネットワーク仮想化の進展により、設備と機能の分離が進展する等、非電気通信事業者の役割の拡大等が生じ、基幹的なサービスの提供に関わる主体が多様化することが想定される。
- 5Gの本格導入を踏まえ、固定通信と移動通信の融合等、既存の市場区分を越えた事業者間連携等が進展することから、不可欠サービス提供の公平性・適正性等を確保するため、技術革新に柔軟に対応可能なルールの在り方が求められている。

目指すべき方向性(案)

- 当面の間は、サービス・社会構造の変化は過渡期であるため、重要な役割を果たす電話サービスの継続的提供を確保するため、先進的な技術を活用する等の効率化を図っていくことが適当ではないか。
- サービスの多様化・高度化に伴い、国民生活に不可欠なサービスが拡大していることに対応するため、電話を前提としたユニバーサルサービス制度を見直すことも視野に入れ、制度の趣旨や位置付け、競争政策との適切なバランス、利用者利益が確保できる仕組み等について多角的に検討していくべきではないか。
- 特に、国民生活に不可欠なサービスについて社会的排除が生じないよう、サービスの利用可能性を確保する方策の検討に当たっては、我が国の社会構造の変化を見据え、効率性に配慮していく観点が重要ではないか。
- モバイル通信の高度化等の技術動向を見据えれば、中長期的には、利用者目線に立ち、有線・無線等を問わず、必要とするサービスを誰もが適正・公平・安定的に享受できる環境(ユニバーサルアクセス)の実現も目指すべきではないか。

4. 諸外国の取組

第2部第1章第1節 検討の背景

- 欧米等の諸外国においても、ユニバーサルサービス制度が設けられており、国により差異はあるものの、電話等の不可欠サービスをあまねく低廉に利用可能とすること等を目的として、特定の事業者に対するサービス提供の義務付け、適切な料金設定、条件不利地域における基金を通じた損失補填の仕組み等を構築している。
- 情報通信サービスの高度化に対応し、提供を義務付けるサービスについて技術中立的な規定を設ける、適格事業者に対してブロードバンドサービスの提供を義務付ける等の制度見直しが行われている例も見られる。

		日本	米国	英国	韓国
ユニバーサルサービスの範囲等	固定電話	・電話サービス	・公衆交換網への音声級アクセス等 ・市内通話	・電話サービス	・有線電話サービス
	携帯による代替	×	○	○	×
	VoIPによる代替	×	○	○	○
	公衆電話	○	×	○	○
	緊急通報	○	○	○	○
	携帯電話	×	×	×	×
	ブロードバンド	×	○ (BBの提供を基金受領の要件としている。)	○ (2018年より対象)	○ (2020年より対象予定)
基金の稼働	○	○	×	○	
ユニバーサルサービス基金	規模	65億円(2018年)	46.7億ドル(2017年) ※高コスト支援プログラムの規模。 ※BB支援を含む。	—	441億ウォン(2015年)
	支援額の算定方法	ベンチマーク方式	ベンチマーク方式 ※高コスト支援プログラムの方法。	—	ベンチマーク方式
	財源 (負担者)	事業者負担 (接続等により受益している 電気通信事業者)	事業者負担 (州際電気通信サービスを 提供する事業者)	—	事業者負担 (年間売上高が一定額以下の事業者 等を除く電気通信事業者)
	負担割合	電気通信番号数比	州際・国際収入比	—	売上額(付加除く)比

1. 電話サービスの持続可能性の確保(短期的取組①)

課題

- NTT東西は、2025年までに固定電話網をIP網に移行するに当たり、利用者が極端に少ない等の事情によりメタル再敷設や光化が極めて不経済となる場合に限り、アクセス区間の一部に他者の無線設備を利用して効率化を図ることを提案している。
- これまでもFWAの活用等の個別事例はあったが、メタル回線の耐用年数等により、他者設備利用の必要性が高いと認められる事例が全国的に遍在する可能性があることから、効率化の観点からの必要性を明確化した上で、NTT法の規定(電話の提供の責務、自己設備設置要件)や電話に係る技術基準等との関係について整理することが必要となっている。

主な意見

<委員からの意見>

- 今後のユニバーサルサービスを考えるに当たり、技術サービスの進展に加え、少子高齢化、過疎化の進行、経済的・社会的格差の拡大といった日本社会が今後迎える構造的変容を意識する必要がある。
- 技術革新による競争の促進は重要であり、ユニバーサルサービスとしての電話への要求仕様を効率的に維持するために、利用可能な技術や制度を幅広く検討する必要がある。
- 他者設備の利用により、どの程度コストが削減され、ユニバーサルサービスの維持確保に資するのかという点が一つの試金石になる。NTTにおいては必要性・合理性について引き続き説明する必要がある。**

<事業者からの意見>

- 今後、ルーラルエリアを中心に、メタル再敷設が非効率な場合等には、無線を含めて最適な方策を検討したい。(NTT)
- NTT法により守られてきた公正競争に関する制度に配慮した慎重な議論が必要。(KDDI)
- 無線等を用いた固定電話の提供については、NTTグループの公正競争要件に影響を与えないことが必要。(ソフトバンク)

考え方(案)

- **NTT法の趣旨を踏まえ、NTT東西の電話サービスの提供については、自己設備設置を基本とすべきではないか。**
- **その上で、2030年代に向けた社会構造の変化等を見据えれば、他者設備の利用が真に必要・合理的と認められる場合、これを例外的に認めることは、将来にわたる安定的で低廉なサービス提供に資するといえるのではないか。**
- **そのため、主に以下のセーフガード措置を講じることを確保すべく、所要の制度整備を講じるべきではないか。**
 - **他者設備の利用がNTT東西等の責務の遂行に寄与するものであること**
 - **公正競争環境に影響を及ぼさないこと**
 - **安定的なサービス提供を確保すること**
- **NTTにおいても、国民の理解を得るべく、他者設備の適切な利用について、上記に留意し検討を具体化すべきではないか。**
- **また、他者設備利用など電話サービス提供方法の変化に伴う効率性向上の効果を交付金の算定においてどのように反映すべきかという点についても検討していくべきではないか。**

(1) 不可欠なサービスの拡大・多様化への対応

課題

- 現在の基礎的電気通信役務である固定加入電話、公衆電話等については、生活スタイルの変化やサービスの多様化等により、利用率が低下傾向にあるものの、いまだに社会経済活動において重要な役割を果たしている。
- 一方、インターネットについても、特に電子メール等のサービスは、基本的なコミュニケーション手段として用いられている。また、携帯電話サービスは、幅広い世代・地域において、公私にわたり生活に密着した通信ツールとして普及している。これらは、国民生活に不可欠なサービスであるが、これまでいわゆる「3要件」に該当しないものとして、基礎的電気通信役務の対象となっていない。(利用者料金を含む提供条件の公平性・適正性については、競争を通じて実現することが期待されている。)
- 利用者利益の確保を図るべきサービスが拡大・多様化している一方、現在の基礎的電気通信役務の制度は、これらに柔軟かつ機動的に対応する仕組みとなっているとはいえない。

主な意見

<委員からの意見>

- 基礎的電気通信役務の3要件(不可欠性、低廉性、利用可能性)に関しては、要件として法律上規定されている「不可欠性」と、規定されていない「低廉性」「利用可能性」を区別すべき。
- Society5.0時代の到来やサービスの多様化を踏まえ、ブロードバンドサービスや携帯電話についても、ユニバーサルサービスの対象とし得るのではないか。これまで、固定電話を念頭にユニバーサルサービスが議論されてきた結果、約款規制、交付金制度、NTT法による提供責務がパッケージにされてきたが、常にセットである必要もないのではないか。対象サービスを拡大するのであれば、制度目標を達成するため、必要な規律を適時適切に組み合わせるといったことも検討すべきではないか。
- 2030年を見据えれば、震災時の連絡ツール等で携帯電話の位置付けは一層高まる。
- どのようなサービスについて、どの程度までその利用可能性を確保すべきなのか、国民負担との関係で相当慎重に検討する必要がある。

<事業者からの意見>

- ユニバーサルサービスの対象については、社会構造の変化等を踏まえ、国民のコンセンサスを得ながら議論すべき。(NTT)
- 携帯電話を基礎的電気通信役務とすることは、競争環境下でもエリアカバーされており、現行制度の趣旨に合わない。(KDDI)
- 現行の基礎的電気通信役務の対象サービスは維持すべき。携帯電話は、エリアカバーが進展しており補填の対象とする必要がないこと、電波の性質により安定的な提供が困難であること等から、対象とすべきではない。(ソフトバンク)

(1) 不可欠なサービスの拡大・多様化への対応（続き）

考え方(案)

- いわゆる「3要件」のうち「低廉性」及び「利用可能性」は法律上規定されておらず、要件というよりは基礎的電気通信役務が達成すべき目標と考えられるため、本来は、「不可欠性」を中心にして基礎的電気通信役務の対象を考えるべきではないか。
- 現在、基礎的電気通信役務の対象となっているサービスについては、①加入電話が「一家に一台」の基本的な連絡手段として位置付けられ、屋内等電波の届きにくい場所の通信を担っていること、②公衆電話が災害時の優先通信機能等により重要な社会的機能を果たしていること等を踏まえ、引き続き、基礎的電気通信役務として位置付けることが適当ではないか。
- 一方、Society5.0時代を見据え、今後国民生活に不可欠なサービスが多様化することを踏まえれば、技術中立性確保の観点からも、いつまでも加入電話等のみが基礎的電気通信役務として位置付け続けられることが適当とは思われない。そのため、国民生活に不可欠となる新たなサービスとして、例えば、ブロードバンドサービスを将来的に基礎的電気通信役務として位置付けることも見据え、現行制度の在り方について検討していくことも考えられる。
- その検討に当たっては、国民経済全体における負担を考慮し、2025年に完了が予定されているIP網への移行状況等も踏まえるとともに、以下のような論点も念頭に置きながら、多角的に検討していくことが必要ではないか。
 - ブロードバンドサービスについては、未だ利用可能性が確保されていない地域があり、予算措置等により未整備エリアの解消に努めているということと現行制度との関係についてどう考えるか。
 - ブロードバンドサービスは、今後も大幅な技術進展が見込まれることから、最低限確保が求められるべき品質・水準等についてどう考えるか。
 - ブロードバンドサービスは、地域毎に多様な主体によって提供されていることから、利用者利益の確保の観点から講じるべき措置についてどう考えるか。
- なお、携帯電話サービスについては、国民生活に不可欠なサービスとなっている一方で、①ブロードバンドサービスに比べて地方での基盤整備が進展しているとともに、料金等の提供条件を適正化するための競争促進に向けた取組が着実に進められていること、②5G以降のネットワーク構成を見据えると、固定通信と移動通信の関係等、サービスの位置付けが大きく変化すると想定されることから、現行の基礎的電気通信役務の対象として位置付けることは適当ではないのではないか。

2. 新たなサービスの利用環境の確保(短期的取組②)

(2) 交付金制度の見直しを通じたサービスの安定的な提供の確保

課題

- 国民生活に不可欠なサービスの中には、条件不利地域をはじめ区域内における利用可能性が確保されていないものがある。
- 電話については、NTT法に基づいて、NTT東西に対してあまねく日本全国における提供が義務付けられているが、その他のサービス(例:インターネット接続サービス)については、基礎的電気通信役務の対象とした上で、交付金制度による補填を受ける仕組みの対象とすることが考えられる。しかしながら、現在の交付金制度は、事業効率化を促す観点から、赤字額の一部を補填することとしているため、結果として、当該制度単体では、地理的格差の是正を担保する仕組みとなっていない。

主な意見

<委員からの意見>

- 市場を通じてあまねく提供することが確かとはいえないサービスについても、政府が供給を確保するために対象とするということも、認められてしかるべきではないか。
- 費用補填を受けた事業者に対して、特定地域におけるサービス提供や低廉性確保のための一定の提供条件を義務付けることは、仕組みとしては合理的である。
- ユニバーサルサービスの負担金の利用者への転嫁の在り方も含め、利用者に過度の負担が生じないように配慮すべき。
- 人口減少、過疎化が進行する中で、様々なインフラをどのように整備維持していくのかは重要な課題。通信サービスが提供されないために人の居住空間が変わるというのも、別の意味で歪みを生じさせてしまう。

<事業者からの意見>

- 条件不利地域については、基金、補助金などが必要になるが、国民負担は最小化すべき。(KDDI)
- 基礎的電気通信役務の範囲は、補填の要否という観点からの判断が必須であり、競争への影響、国民負担の最小化等の側面に照らして判断すべき。(ソフトバンク)

(2) 交付金制度の見直しを通じたサービスの安定的な提供の確保（続き）

考え方(案)

- 上記2(1)の考え方を踏まえ、将来的に基礎的電気通信役務の対象範囲が拡大することを見据えた場合、地域によっては、国民生活に不可欠であるものの、市場競争が行われない等により、利用可能性を担保できないものもあると考えられることから、安定的なサービス提供を確保するための制度等の在り方について、併せて検討を深めていくべきではないか。
- 特に、ブロードバンドサービスを基礎的電気通信役務として位置付けた場合の制度の在り方については、以下のような論点も念頭に置きながら、多角的に検討していくことが必要ではないか。
 - ブロードバンドサービスは、多様な主体により提供されており、条件不利地域においては、国・自治体の負担により通信基盤を整備し、自治体や電気通信事業者がサービス提供を行う場合等があることを踏まえると、条件不利地域におけるサービス提供の維持について、現行の交付金制度を活用することの妥当性についてどう考えるか。
 - 仮に、交付金制度を活用する場合、国民的なコンセンサスが得られる負担の在り方についてどう考えるか。
 - この他、仮に、支援を行う場合、支援対象とすべき主体や範囲、支援を受ける者がサービス提供に当たって求められる要件、技術中立性の確保の必要性等の課題についてどう考えるか。

課題

- 2030年代を見据えれば、5Gの本格導入やフルIP化等により、ブロードバンド・ネットワークを通じて、有線又は無線等を問わず、利用者がニーズに応じて、多様な主体が提供する多様なサービスを利用可能な技術的条件が整うことが想定される。
- 誰もがこうしたサービスを適正・公平・安定的に享受できる環境(「ユニバーサルアクセス」)の実現に向けて、地理的条件等により利用できるサービスの範囲や水準に格差が生じ、社会的排除につながることを防ぐことが課題となる。

主な意見

<委員からの意見>

- 2030年以降は人口減少等の社会環境も大きく変動してくることから、より先を見据えるべきではないか。
- ユニバーサルアクセスの概念の具体化に当たっては、他のユニバーサルサービスや、インフラ・国土の状況、利用者負担を総合的に慎重に検討していく必要がある。**

<事業者からの意見>

- ユニバーサルサービスの対象については、社会構造の変化等を踏まえ、国民のコンセンサスを得ながら議論すべき(再掲)。対象サービスについては、技術中立的かつ経済合理的な手段により提供する必要がある。また、個別の論点として、提供エリア、提供主体、費用負担等の論点についても検討を深めるべき。(NTT)
- ブロードバンドを整備すれば、音声もデータも利用可能となり、生活に必要なほぼ全てのニーズに対応できるようになることから、まずは競争により、各世帯でのブロードバンド利用環境整備を講じるべき。(KDDI)
- 将来的には、市場競争、ニーズの多様化等を踏まえ、本質的に全ての国民に保障すべきはアクセスであり、そのために基幹的なアクセス部分の確保が必要。(ソフトバンク)

考え方(案)

- ユニバーサルアクセスの実現は、Society5.0時代における国民の利便性の確保、国際競争力の強化等の観点から重要であり、まずは競争によりサービスの高度化、普及促進を図ることが重要ではないか。**
- 加えて、上記2-1及び2-2に掲げた取組を通じて、競争をより有効に補完し、国民生活に不可欠なサービスについて利用者利益を確保する措置を強化する等、中長期的視野に立って実現を目指すべきではないか。**
- また、ユニバーサルアクセスの概念の具体化に当たっては、現行のユニバーサルサービス制度との整合性、他分野の「ユニバーサルサービス」の事例、国民負担等を総合的に考慮しながら、ユニバーサルアクセスに求められる構成要件等について継続的な検討を行うことが適当ではないか。**

第2部 2030年を見据えたネットワークビジョンを巡る個別の政策課題

- | | | | |
|-----|----------------------------|-----|-------|
| 第2章 | モバイルサービス等の適正化に向けた緊急提言 | } → | 資料7-2 |
| 第3章 | モバイル市場の競争環境の確保の在り方 | | |
| 第4章 | 消費者保護ルールの在り方 | → | 資料7-3 |
| 第5章 | ネットワーク中立性の在り方 | → | 資料7-4 |
| 第6章 | プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方 | → | 資料7-5 |

第2部 2030年を見据えたネットワークビジョンを巡る個別の政策課題

第7章 平成27年電気通信事業法改正法の施行状況

1. 電気通信事業の公正な競争の促進

(1) 平成27年の改正内容

- 指定電気通信設備を設置する事業者における、グループ化の進展、MVNOへの設備開放の停滞、異業種との連携の進展、卸電気通信役務の増加といった環境変化に対応するため、①電気通信事業の登録の更新制の導入、②携帯電話網の接続ルールの充実、③禁止行為規制の緩和、④光回線の卸売サービス等に関する制度整備を実施した。

(2) 施行状況と対応

- 「電気通信市場検証会議」等において検証を進めており、引き続き状況を注視するとともに、卸電気通信役務については、第1部第4章第3節2「他者設備の利用とルールの見直し」において検討したとおり、必要な規律等について、制度整備も視野に検討を深める。

2. 電気通信サービスの利用者の保護

(1) 平成27年の改正内容

- 料金その他の提供条件が複雑化したことにより電気通信役務の契約等に関する苦情・相談が多く寄せられるなど、既存の利用者保護規律の執行では十分な対応が困難な状況が生じていることを踏まえ、①書面の交付・初期契約解除制度の導入、②不実告知等の禁止、③勧誘継続行為の禁止、④代理店に対する指導等の措置の導入を実施した。

(2) 施行状況と対応

- 販売代理店による不適切な販売等について行政による現状把握が不十分であったこと等を踏まえ、行政が販売代理店を直接把握することにより業務改善命令等の執行を担保するための販売代理店への届出制度の導入や、利用者に誤解を与える不適切な勧誘行為を禁止する規定を整備する電気通信事業法の改正案を今国会に提出した。併せて、第2部第4章のとおり、利用者保護のための更なる取組が必要である。

3. ドメイン名の名前解決サービスに関する信頼性等の確保

(1) 平成27年の改正内容

- DNS(Domain Name System)の障害等に起因するインターネットの利用に関する事故等が発生していることを踏まえ、特定ドメイン名電気通信役務の提供に係る信頼性・安定性等を確保するため、契約数が一定規模以上の事業者等に対し、電気通信事業の届出、管理規程の作成・届出、会計の整理・公表等を義務付ける等の改正を実施。

(2) 施行状況と対応

- 本改正に係る事項については、特別委員会におけるヒアリングにおいても事業者から改正に係る要望等は提出されておらず、特段顕在化している問題がないことを踏まえ、引き続き施行状況を注視していくことが適当である。

第3部 終わりに

(1) 特別委員会の今後の取組について

① ネットワークビジョンを踏まえた電気通信事業政策の在り方

- 「取組の方向性」で示した考え方に基づいて、引き続き検討を深化することとし、具体的には、関係事業者・団体や有識者の意見を踏まえ、技術・制度面を中心に専門的・集中的に検討を進める観点から、関係する委員会・研究会とも連携し、検討体制を強化することが適当である。
- また、「取組の方向性」で示した課題については、仮想化等の技術革新や新たなサービス・ビジネスの登場等によるネットワーク・市場構造の変化に伴い、検討の前提が変わり得るものであることから、引き続き、これらの動向や諸外国の政策等も注視しつつ、機動的に検討を進めていくことが適当である。

② 基盤整備等の在り方について

- 「取組の方向性」で示した考え方に基づいて、必要な制度整備に向けて具体的な検討を進めることとし、具体的には、関係事業者や有識者の意見を踏まえ、制度面を中心に専門的・集中的に検討を進める観点から、検討体制を強化することが適当である。
- ユニバーサルサービス制度の在り方については、国民生活を支える基盤となるサービスに係るルール作りに直結するものであり、2030年代以降の我が国の有り様を見据えた国民的議論を喚起していくことが必要である。こうした観点から、引き続き、多様な関係者の意見を踏まえながら、検討を進めていくことが適当である。

(2) モバイル市場の競争環境の確保の在り方

- 緊急提言や中間報告を受けた総務省及び携帯電話事業者等の取組について、「モバイル市場の競争環境に関する研究会」は「消費者保護ルールの検証に関するWG」と連携して、引き続きフォローアップを行う。
- 併せて、モバイル市場において今後見込まれる、5Gの進展、eSIMの普及等の様々な技術進展や新サービスの提供により生じる様々な課題への対応の在り方等について、引き続き検討を行う。

(3) 消費者保護ルールの在り方

- 中間報告に掲げた電気通信サービスの特性を踏まえた消費者保護の確保等に係る関係者の取組について、「消費者保護ルールの検証に関するWG」において、引き続きフォローアップを行う。
- 併せて、IoTの新サービス等が普及した際の消費者保護に係る課題について、販売形態、通信技術、サービス内容等を踏まえ、現行の消費者保護ルールの適用関係を整理しつつ、「消費者保護ルールの検証に関するWG」において検討を深める。

(4) ネットワーク中立性の在り方

- 総務省において、帯域制御ガイドラインの見直し、ゼロレーティングに関する指針の策定、トラヒックの効率的・安定的な処理のための体制整備等の取組を行うこととし、「ネットワーク中立性に関する研究会」において引き続きフォローアップを行う。

(5) プラットフォームサービスに関する課題への対応の在り方

- 利用者情報の適切な取扱いの確保のための法整備に向けた整理、通信の秘密・プライバシーの保護の観点からの規律の明確化等の整理、フェイクニュース・偽情報に関する政策対応やトラストサービスの在り方について、「プラットフォームサービスに関する研究会」において引き続き検討を行う。

(6) モニタリング体制の整備

- 市場動向等の変化や技術動向等を踏まえた機動的な政策対応を行うため、(1)～(5)の事項のうち必要なものについて、恒常的にモニタリングを行うための体制整備等を実施する。